

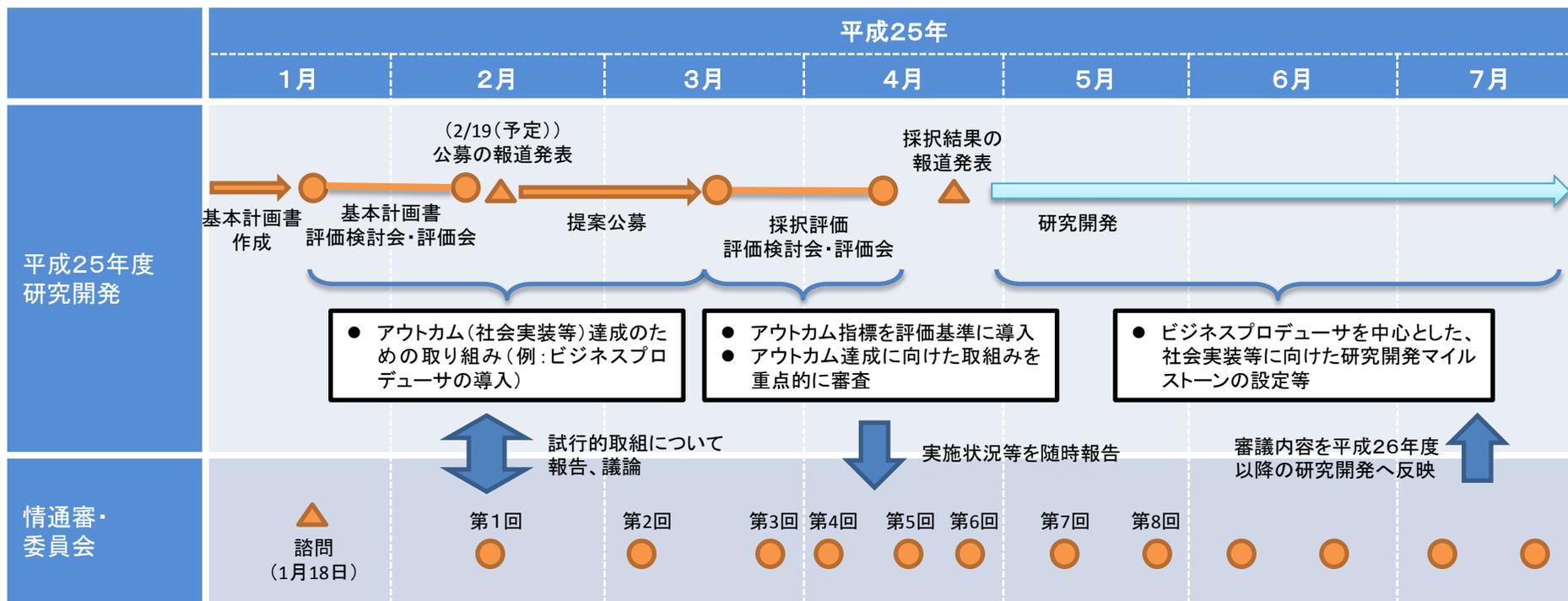
平成25年度研究開発における試行的取組みについて

平成25年2月14日
情報通信国際戦略局
技術政策課

○ 試行的取組内容

- 研究開発評価へのアウトカム指標の導入
- 研究開発へのビジネス的視野(ビジネスプロデューサ)の導入

○ スケジュール



背景

これまでの研究開発施策の評価は、予め定める研究目標（アウトプット目標。例：論文、特許、国際標準、性能目標数値等。）に基づき、研究開発期間が終了した時点における達成水準に着目するものであった。

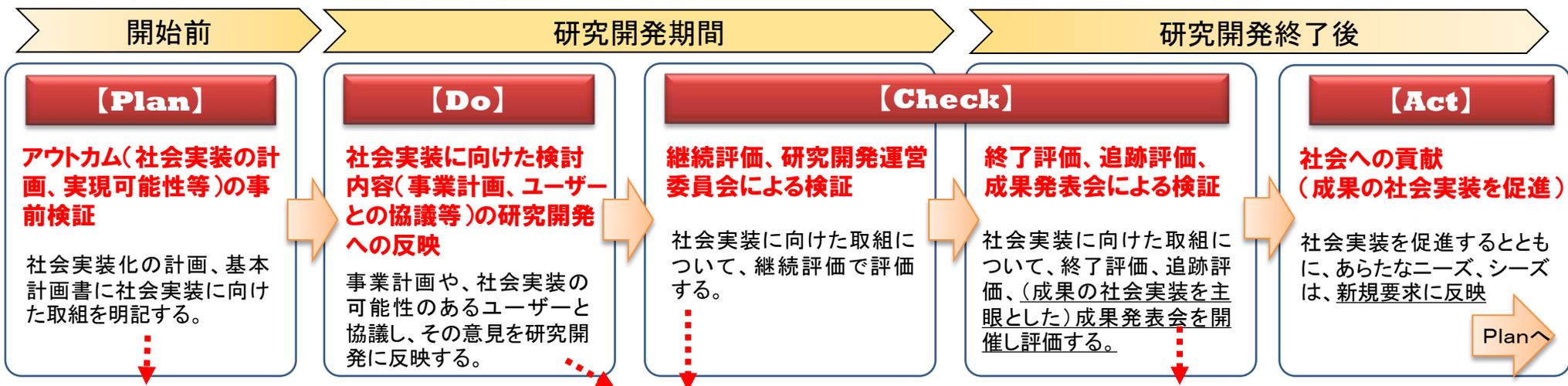
平成24年12月、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の改訂が行われ、研究開発評価の改善のため、「研究開発の推進からその成果の利用、活用に至るまでを視野に入れて、取り組むべき課題に対応した目標（アウトカム指標等による目標）を設定し、その達成状況を的確に把握すること等による評価システムの充実を図る」とされた。

取組み

平成25年度新規研究開発課題の公募においては、基本計画書において、施策として達成すべき政策目標（アウトカム目標）を明記するとともに、アウトカム目標達成に向けた具体的かつ実効的な提案を要求。

また、採択評価基準としては、アウトカム目標達成に向けた取組みを評価指標として明確化し、同評価項目を重みづけて評価。

【社会実装をアウトカムとして設定する施策における例】



基本計画書において社会実装を明確にアウトカムとして設定

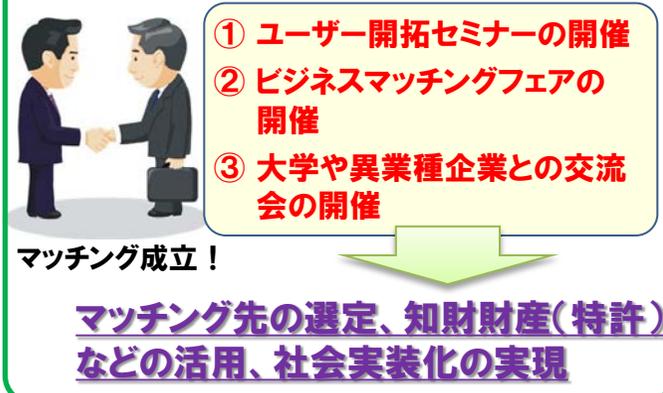
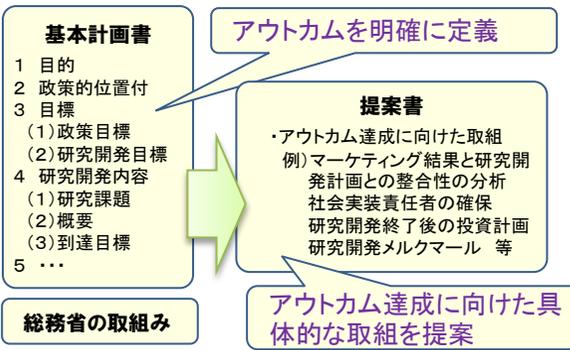
研究計画見直し

**社会実装化の支援
～ビジネスマッチング等～**

基本計画書において、社会実装をアウトカムとして明記し、計画時点から社会実装化を明確化。提案者はアウトカム達成に向けた取組(責任者の確保、研究開発終了後の投資計画等を含む)を提案書において具体的に記述。評価においてもアウトカムをより重視。

継続評価等の段階において、社会実装に向けた取り組む状況を踏まえ、研究開発計画の見直し(目標の再設定、様々なプレーヤーの参画等)を図り、必要に応じて予算要求等へ反映。

受託者は社会実装に向けた取組計画に基づき適宜投資を行う一方で、総務省が中小企業を含め関係分野の強みを持つプレーヤーが参画出来る仕組みを構築するなどの支援を行い、社会実装化を促進する。



背景

研究開発評価へアウトカム指標を導入するにあたり、目標(アウトカム指標等による目標)を達成するための取組を公募時に具体的に求めることとした。

取組み

具体的変更点は以下の通り。

○ 文書体系

- 基本計画書: 施策を実施した結果達成すべきアウトカムを定量的かつ定性的に明記するとともに、アウトカム目標達成に向けた具体的取組かつ実効的取組を要件化(再掲)
- 評価基準: アウトカム目標達成に向けた取組を評価指標として明確化し、同評価項目を重みづけて評価(評価は「成果」、「手法」、「実施計画」、「実施体制」、「その他(新規性等)」の5項目で実施)(再掲)
- 提案書: 「アウトカム目標の達成に向けた取組」として研究開発段階からの事業化等を視野に入れた具体的な取組の提案を求める。その一例として、ビジネスプロデューサ等の検討体制(次頁①の形態を基本とする。他形態を提案する場合はその優位性について説明を求める。)の研究開発計画への導入を例示。

○ ビジネスプロデューサの役割の例

- 関連市場の動向調査
- 国内外における類似プロジェクトの技術動向調査、技術の優劣分析
- 外部資金獲得方策や事業化を前提とした知財戦略等の検討
- 研究開発計画の改善方策の提案
(上記例を参考とし、提案時にはビジネスプロデューサの役割を定義すること。)

○ ビジネスプロデューサの導入に伴い期待される効果

- 「死の谷」を克服するためのエンジン(資金、ビジネスモデル、多様な外部技術等)確保

<p>① 研究開発委員として参画</p>		<p>受託者の一員として、プロデューサを組み込むことを義務付け。</p> <p>導入可能時期：H25年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロデューサの活用が比較的容易 ○ プロデューサに相応の責任が発生 × 総務省の研究開発委託では研究者ではないビジネスプロデューサへの人件費等の手当が困難 × 受託者が自らプロデューサを発掘する必要
<p>② 研究開発運営委員会構成員として参画</p>		<p>受託者が組織する運営委員会に社会実装WGを設置する。(運営委員は、利害関係がない者を選ぶ)</p> <p>導入可能時期：H26年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運営委員会経費として、プロデューサによる活動経費に対して手当が可能 × プロデューサにおいて生じる責任が軽微
<p>③ 評価側として参画</p>		<p>評価委員会と並行し、プロデューサによる社会実装に向けた観点による評価を行う。</p> <p>導入可能時期：H26年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロデューサ的観点から課題の選定が可能 × プロデューサにおいて生じる責任が軽微 × その後の研究開発活動へプロデューサが関与することが困難
<p>④ その他1 総務省から補助</p>		<p>本省直轄案件の出口を管理するプロデューサ業務を外部組織に補助し、社会実装の加速化を図る。</p> <p>導入可能時期：H26年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロデューサの責務が明確 × 制度未整備
<p>④ その他2 品評会</p>		<p>VC、ユーザ等を招いた受託者のマッチングの場や品評会等を開催し、社会実装の加速化を図る。</p> <p>導入可能時期：H26年度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他分野での活用を発見できる可能性がある × 十分な数の参加者を得ることが必要であるが、制度の浸透に時間を要する。